

広島市立大学附属図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。ただし、休学、停学又は休職中のものは、利用することができない。

- (1) 本学の教員（非常勤講師及び特別研究員を含む。）及び職員
- (2) 本学の名誉教授
- (3) 本学の学生（大学院学生、学部学生、研究生、科目等履修生及びこれに準じる者をいう。以下「学生」という。）
- (4) 広島市立大学附属図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

(身分証明書の提示)

第3条 利用者は、次の各号に掲げる証明書を携行し、図書館の係員から要求があったときは、提示しなければならない。

- (1) 本学の教職員にあつては、身分証明書
- (2) 本学の名誉教授にあつては、そのことを証明するもの
- (3) 本学の学生にあつては、学生証
- (4) 前条第4号の者にあつては、身分証明書

(開館時間)

第4条 開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、春季、夏季、冬季、学年末及び臨時の休業日は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月27日から翌年の1月4日までの日
- (4) 開学記念日
- (5) 8月6日
- (6) 蔵書点検等に必要な期間

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、館内に備付けの図書及び逐次刊行物（以下「図書館資料」という。）

を、自由に閲覧することができる。

2 閲覧した図書館資料は、元の位置に戻さなければならない。

(館外貸出)

第7条 利用者は、第8条に定める図書館資料を除き、次の区分により館外貸出を受けることができる。ただし、貸出冊数の合計は、「図書」欄記載の貸出冊数を超えないものとする。

利用者		図 書		雑 誌	
		貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
教職員及び名誉教授		10冊以内	30日以内	10冊以内	10日以内
大学院学生		10冊以内	30日以内	5冊以内	5日以内
学部学生	1～3年生	5冊以内	2週間以内	5冊以内	5日以内
	4年生	10冊以内	2週間以内	5冊以内	5日以内
館長が許可した者		5冊以内	2週間以内	貸出しない	

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、貸出の冊数及び期間に関して特別の取扱いをすることができる。

3 教育研究のため研究室に常備する図書の貸出については、別に定める。

(貸出禁止図書館資料)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外へ貸出すことができない。

(1) 貴重書

(2) 参考図書(辞典、事典、索引、年鑑、白書等)

(3) 逐次刊行物(最新号のもの)

(4) 視聴覚資料

(5) その他館長が特に指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、前項に掲げる図書館資料(第1号を除く。)が教材として使用される等必要があると認められる場合には、学内に限り貸出すことができる。

(転貸の禁止)

第9条 館外貸出を受けた者は、転貸してはならない。

(貸出図書館資料の返却)

第10条 館外貸出を受けた者は、期間内に返却しなければならない。また、利用者としての資格を失った場合には、直ちに返却しなければならない。

(返却督促及び貸出停止)

第11条 館長は、期間内に貸出図書館資料を返却しない利用者に対し、返却の督促をすることができる。

2 館長は、前項の利用者に対し、貸出図書館資料が返却されるまでの期間及びその延滞期間と同期間、新規の貸出を停止することができる。ただし、返却後の貸出停止期間は2週を限度とする。

(予約)

第12条 利用者は、貸出を希望する図書館資料が貸出中であるときは、予約することができる。

(文献複写)

第13条 調査研究のため図書の複写又は撮影(以下「文献複写」という。)をしようとする場合は、館長の承認を受けなければならない。

2 文献複写について必要な事項は、別に定める。

(参考調査)

第14条 利用者は、教育、研究又は学習のため必要とする場合、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

2 外部データベースの利用について必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第15条 本学の教職員及び学生は、他大学図書館等の利用について斡旋を依頼することができる。ただし、利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

2 他大学図書館からの利用の申込みについては、学内に支障のないかぎり、これに応じるものとする。

3 図書の相互貸借について、必要な事項は、別に定める。

(施設及び設備の利用)

第16条 本学の教職員、名誉教授及び学生が、グループ閲覧室1、視聴覚設備、マイクロリーダー等の設備を利用しようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

(弁償責任)

第17条 故意又は過失により、施設、設備を損傷したとき、又は、図書を紛失若しくは破損したときは、直ちに届け出て弁償しなければならない。

(利用停止)

第18条 第11条第2項のほか、館長は、図書館の利用に関する規程及び館長が指示する事項を守らない者に対し、一定の期間、図書館の利用を停止することができる。

(委任規定)

第19条 この規定に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年1月14日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。